

【z217】行政職給料表初任給基準表

職種	試験		学歴免許等	初任給
一般	正規の試験	大学卒程度		一級二十九号給
		短大卒程度		一級十九号給
		高校卒程度		一級九号給
	その他		高校卒	一級五号給
無線従事者			第一級総合無線通信士	一級二十九号給
			第一級海上無線通信士	
			第一級陸上無線技術士	
			第二級総合無線通信士	一級十三号給
			第二級海上無線通信士	
			第二級陸上無線技術士	
			第一級陸上特殊無線技士	
			航空無線通信士	一級九号給
			第三級総合無線通信士	一級五号給
			第三級海上無線通信士	
			国内電信級陸上特殊無線技士	
			第四級海上無線通信士	
			第一級海上特殊無線技士	
			その他の資格	

- 1 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒程度」、「短大卒程度」及び「高校卒程度」の区分は、行政職給料表級別資格基準表の備考1に定めるところによる。
- 2 無線従事者については、職種欄の「無線従事者」の区分を適用するよりも「正規の試験」の区分を適用することがその者にとって有利となる場合には、その者の有する学歴を基準として、「正規の試験」の区分を適用することができる。
- 3 職種欄の「無線従事者」及び学歴免許等欄の「その他の資格」については、行政職給料表級別資格基準表の備考2に定めるところによる。
- 4 無線従事者に第十三条の規定を適用する場合におけるその者の経験年数については、行政職給料表級別資格基準表の備考3に定めるところによる。